

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	仲卸業務の認定の取消し（法令違反に対する監督処分として行うものを除く。）
概要	仲卸業者が事後に認定の基準に該当しないこととなった場合は、認定を取り消します。その他、不正の手段により認定を受けたことが判明した場合、長期間にわたって仲卸業務を行わない場合等に、認定を取消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第29条（昭和46年条例第40号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>◎仲卸業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 破産者で復権を得ないものであるとき (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき (3) 条例の規定による認定の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき (4) 市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき (5) 法人である場合には、その業務を執行する役員の中に第1号から第3号まで又は前号のいずれかに該当する者があるとき (6) 行おうとする仲卸しの業務が暴力団の利益になるとき <p>◎仲卸業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき (2) 正当な理由なく認定の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき (3) 正当な理由なく引き続き1月以上その業務を休止したとき (4) 正当な理由なくその業務の遂行を怠ったとき (5) 仲卸しの業務を適確に遂行することができる知識、経験及び資力信用を有する者でないとき (6) 仲卸しの業務の事業計画が適切でないとき又はその遂行が確実と認められないとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—